



社団法人 自由人権協会  
〒105-0002 東京都港区芝右1-6-7 芝右山弁護士ビル306号室  
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION  
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan  
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2012年（平成24年）12月13日

## 閣議等の議事録の作成・公開に関する意見書

社団法人自由人権協会  
代表理事 喜田村洋一  
同 紙谷 雅子  
同 田中 宏

### 第1 意見の趣旨

政府の閣議議事録等作成・公開制度検討チームが、2012年10月24日付「閣議等議事録の作成・公開制度の方向性について」（以下「方向性」という。）及び同年11月29日付「閣僚会議等の議事録等の作成・公開について」と題する提案（以下「本件提案」という。）において、閣議、閣僚懇談会、その他の閣僚が出席する会議の議事録の作成を法律上義務付け、作成された閣議等の議事録を一定期間経過後に国立公文書館へ移管して、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）に基づき一般の利用に供することとしていることに賛成する。

ただし、議事録を国立公文書館へ移管するまでの期間はできるだけ短くするものとし、移管前においても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）の適用対象とすべきである。さらに、衆議院解散により未了となった行政機関情報公開法の改正も行い、政府の諸活動の透明性を一層高めていくべきである。

### 第2 意見の理由

#### 1 「方向性」について

##### (1) 閣議等の議事録の作成義務について

「方向性」は、原子力災害対策本部を始め東日本大震災に対応するために設置された会議において議事録等が作成されていなかった問題を契機として、政府の重要な意思決定にかかわる会議については、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「現在及び将来の国民に説明する責務が全

うされるようにする」という公文書管理法第1条に掲げられた公文書管理制度の目的に照らし、議事録等を作成し、保存していくことが望ましいとの問題意識を出発点としている。

これは、当協会が2012年2月14日付「情報公開法改正法案の早期可決成立を」と題する意見書で批判した、情報公開に対する意識欠如に対する、一定の具体的な改善策であり、評価できる。

したがって、閣議等の議事録の作成を法律上義務付けることについて、賛成する。

## (2) 国立公文書館への移管と利用

「方向性」では、閣議等の議事録を、一定期間経過後、国立公文書館へ移管し、公文書管理法に基づき、利用の促進を図ることとしている。

閣議等の議事録が、一定期間経過後、一般で広く利用できるようになることは、政府の諸活動の透明化を一層進める重要な意味を有する。さらに、閣議等の議事録をデジタル化してホームページ上で公開することは、重要な会議に対する市民の注意を喚起し、請求があってから文書を探し始めるという受け身的な情報公開とは一線を画する大きな前進であり、評価する。

## (3) 移管までの期間の取扱い

しかし、国立公文書館への移管までの期間を30年とし、その期間中は、閣議等の議事録を行政機関情報公開法の適用除外とし、一律公開禁止とする点は、情報公開の理念に照らして不十分である。国立公文書館への移管までの期間の短縮及び移管までの期間において行政機関情報公開法の適用対象とすることが必要である。

イギリスでは、2013年から10年をかけて、閣議の議事録の非公開期間を30年から20年に移行することとしており、これと比較しても30年は長い。また、閣議等の議事録はこれまで作られていなかった経緯に鑑みて、すぐに行政機関情報公開法の適用対象とすることには大きな抵抗が予想されるが、議事録の作成制度が定着する5年から10年後を目途に、国立公文書館へ移管する前であっても、行政機関情報公開法の対象とすることができるよう行政機関情報公開法の整備を併せて進めるべきである。

## 2 本件提案について

### (1) 閣僚会議等の作成義務について

本件提案は、閣僚会議等について、政府における意思決定に至る過程として重要であるとの認識の下、閣僚会議等の議事録等を作成し、保存して

いくことが望ましいとの問題意識を出発点としており、当協会もこれに賛成する。

## (2) 行政機関情報公開法で適切な公開をすべきこと

本件提案には、副大臣会議や国の安全にかかわる会議から、例外的取扱いをする求めがあったことが記載されている。しかし、このような例外を認めるべきではない。

国家的に重要な議論の過程は議事録として記録し、適切に管理・利用していかなければならない。これは、政府の諸活動の透明化の観点だけではない。国家として重要な活動を記録し、その経験を次世代に引き継いでいくことは、成熟した社会形成のために不可欠な行為である。

議事録等の開示に弊害がある場合には、行政機関情報公開法第5条各号の不開示事由に該当するものとして不開示状態を維持することができるのであって、現時点でそのような運用について問題点はない。開示の判断は、情報公開審査会や裁判所において安定した議論と経験の蓄積があり、これらを適切に活用することができる。本件提案に記載される不安はこれら情報公開の実態を把握していないことによるか、それを知っていてもなお重要な情報を独占したいという旧来の支配者的思考の表れである。

本件提案が、上記会議からの求めに応じることなく、例外なく議事録等の作成を義務付けることとし、行政機関情報公開法の適用対象としている点は、高く評価する。

しかし、本件提案のなかには、国の安全等の分野について、秘密保全に関する法制と併せて検討すべきかのごとき記載がある。秘密保全法制は、秘密指定により、行政機関情報公開法が適用されない情報ができることを認める法制である。これは、旧来の支配者的思考であり、極めて問題である。当協会は、2011年11月30日、秘密保全法制に反対する意見書を公表しており、秘密保全法制の策定を前提とした提案は絶対に認められない。

## (3) 運用上講ずるべき措置の方向性

### ア 議事録の作成

既に述べたように、議事録を作成することは、現在の市民への説明責任を果たすだけでなく、重要な議論の過程を記録し、将来の市民の検証を可能とし、国家としての経験を蓄積するものである。発言者名及び発言内容を記載した議事録等を作成することは高く評価できる。重要な行政活動に参画している以上、発言者を明らかにし、責任の所在を明確に

した記録を残すのは当然である。また、発言内容だけでなく発言者名が分からなければ、発言の意図を正確に把握できず、適切に議論の過程を知ることが困難なこともある。閣議等の議事録作成も同様に行われるべきである。

本件提案では、議事録の代わりに議事概要でも認める記載がある。しかし、議事概要では、議論の過程の記録としては不十分である。したがって、議事録を作成すべきである。

#### イ 国立公文書館への移管

本件提案では、閣僚会議等の議事録等については、10年後に国立公文書館へ移管することを義務付け、公文書管理法に基づき、一般の利用に供し、利用の促進を図ることとしている。10年という期間を一層短縮することの検討は必要であるが、知る権利の保障を充実する方向性として望ましいと考える。また、「方向性」と同じく電子データとして公開するよう求める。

#### ウ 移管までの期間の取扱い

移管までの期間の閣僚会議等の議事録の取扱いについては、行政機関情報公開法の適用対象とする必要があり、本件提案に賛成する。また、行政機関情報公開法に基づく開示請求の有無に関わらず、会議終了後は、速やかにホームページ等に議事録等を掲示して、一般の閲覧に供する運用とすべきである。

### 3 行政機関情報公開法の改正も行うべきこと

閣議等の議事録作成は、上記のとおり、政府の透明化にとって非常に重要な提言である。しかし、これよりも前に議論が始まっていた行政機関情報公開法の改正については、実現しないまま、今日に至った。

行政機関情報公開法は、情報公開の基本法であって、これをおろそかにしては、政府の透明化は進まない。2011年4月に国会に上程されていた行政機関情報公開法の改正案（第177回国会閣法第60号）は、衆議院解散により、廃案となったが、政府は、閣議等の議事録作成の検討と併せて、行政機関情報公開法の改正に向けて引き続き努力をすべきである。

以上